三　罪名及び被疑事実の要旨
四　公訴を提起しない処分をしたこと。
五　訴訟費用を負担すべき理由
六　負担すべき訴訟費用

**（資料の提供・法第百**
**第一三八条の四**　法
げる資料を提供
一　訴訟費用
料
二　負担
**（請求**
**第一三八**
察官
ずる
②　裁
**第一三**
場合
ばな
**第一三八**
反して
請求を却

**第十六章**

**（準用規定）**
**第一三八条の八**　書
ついては、第二百二
る。

**（裁判所書記官による計算**
**第一三八条の九**　法第百八十八条の
四の補償の決定をする場合には、裁判所に
償すべき費用の額の計算をさせることができる。

## 第二編　第一審

### 第一章　捜査

**（令状請求の方式）**
**第一三九条**①　令状の請求は、書面でこれをしなければならない。
②　逮捕状の請求書には、謄本一通を添附しなければならない。

**（令状請求の却下）**
**第一四〇条**　裁判官が令状の請求を却下するには、請求書にその
記載し、記名押印してこれを請求者に交付すれば足りる。
**の返還）**
は、令状を発し、又は令状の請求を却下した
除いて、速やかに令状の請求書を請求者
。

**更の通知等）**
又は都道府県公安委員会は、法
逮捕状を請求することができ
第二百一条の二第一項の規
を請求することができる司
委員会においては最高裁
はその所在地を管轄する
らない。その通知の内
掲げる事項その他逮捕
状発付の要件たる事項
であるときは、法第百九十
受けた者である旨
とするときは、その旨及び事
るときは、その旨及び事由
現に捜査中である他の犯罪事実につい
し前に逮捕状の請求又はその発付があった
旨及びその犯罪事実
の氏名が明らかでないときは、人相、体格その他被疑
者を特定するに足りる事項でこれを指定しなければならない。
③　被疑者の年齢、職業又は住居が明らかでないときは、その旨を記載すれば足りる。

**（逮捕状に代わるものの交付請求書の記載要件）**
**第一四二条の二**①　法第二百一条の二第一項の規定による請求は、書面でこれをしなければならない。
②　前項の書面には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
一　被疑者の氏名及び住居
二　罪名
三　法第二百一条の二第一項の規定による請求に係る個人特定事項を明らかにしない方法により記載した被疑事実の要旨
四　法第二百一条の二第一項の規定による請求に係る者がそれぞれ同項第一号イ、ロ若しくはハ(1)若しくは(2)又は第二号イ若しくはロのいずれに該当するかの別
五　前条第一項第四号及び第五号に掲げる事項
六　逮捕状に代わるものを数通必要とするときは、その旨及び事由
七　引致すべき官公署その他の場所
③　前項の場合には、前条第二項及び第三項の規定を準用する。

**（資料の提供）**
**第一四三条**①　逮捕状を請求するには、逮捕の理由（逮捕の必要を除く逮捕状発付の要件をいう。以下同じ。）及び逮捕の必要があることを認めるべき資料を提供しなければならない。
②　法第二百一条の二第一項の規定による請求をするには、前条第二項第四号に掲げる事項を認めるべき資料をも提供しなければならない。

**（逮捕状請求者の陳述聴取等）**
**第一四三条の二**　逮捕状の請求を受けた裁判官は、必要と認めるときは、逮捕状の請求をした者の出頭を求めてその陳述を聴き、又はその者に対し書類その他の物の提示を求めることができる。

**（明らかに逮捕の必要がない場合）**
**第一四三条の三**　逮捕状の請求を受けた裁判官は、逮捕の理由があると認める場合においても、被疑者の年齢及び境遇並びに犯罪の軽重及び態様その他諸般の事情に照らし、被疑者が逃亡する虞がなく、かつ、罪証を隠滅する虞がない等明らかに逮捕の必要がないと認めるときは、逮捕状の請求を却下しなければならない。

**（逮捕状の記載要件）**
**第一四四条**　逮捕状には、請求者の官公職氏名をも記載しなければならない。

**（逮捕状に代わるものの記載要件）**
**第一四四条の二**①　逮捕状に代わるものには、次に掲げる事項を記載し、裁判官が、これに記名押印しなければならない。
一　被疑者の氏名及び住居
二　罪名
三　法第二百一条の二第一項の規定による請求に係る個人特定事項を明らかにしない方法により記載した被疑事実の要旨
四　当該書面が法第二百一条の二第二項の規定によるものである旨
五　引致すべき官公署その他の場所

ポケ六は・・・

改正条に傍線を引いているので

改正された条文がひと目でわかる！

今年も重要改正がたくさん！

民法，刑事訴訟規則，大麻栽培規制法，育児・介護休業法，金融商品取引法　ほか多数改正

新しい六法を買ったら，まずは改正箇所をチェック

六　請求者の官公職氏名
七　逮捕状の有効期間及びその期間経過後は逮捕をすることができず逮捕状に代わるものはこれを返還しなければならない旨
八　逮捕状発付の年月日
九　逮捕状を発付した裁判官の氏名
②　第七十条の二第二項及び第三項の規定は、逮捕状に代わるものについてこれを準用する。

**（逮捕状の作成）**
**第一四五条**　逮捕状は、逮捕状請求書及びその記載を利用してこれを作ることができる。

**（逮捕状に代わるものの作成）**
**第一四五条の二**　逮捕状に代わるものは、第百四十二条の二第一項の書面及びその記載を利用してこれを作ることができる。

**（数通の逮捕状等）**
**第一四六条**　逮捕状及び逮捕状に代わるものは、請求により、数通を発することができる。

**（逮捕状に代わるものの交付請求の却下等）**
**第一四六条の二**　第百四十条及び第百四十一条の規定は、法第二百一条の二第一項の規定による請求があつた場合について準用する。

**（勾留請求書の記載要件・法第二百四条等）**
**第一四七条**①　被疑者の勾留の請求書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
一　被疑者の氏名、年齢、職業及び住居
二　罪名、被疑事実の要旨及び被疑者が現行犯人として逮捕された者であるときは、罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由
三　法第六十条第一項各号に定める事由
四　検察官又は司法警察員がやむを得ない事情によつて法に定める時間の制限に従うことができなかつたときは、その事由
五　被疑者に弁護人があるときは、その氏名
②　被疑者の年齢、職業若しくは住居、罪名又は被疑事実の要旨の記載については、これらの事項が逮捕状請求書の記載と同一であるときは、前項の規定にかかわらず、その旨を請求書に記載すれば足りる。
③　第一項の場合には、第百四十二条第二項及び第三項の規定を準用する。

**（勾留状に代わるものの交付等請求書の記載要件・法第二百七条の二）**
**第一四七条の二**①　法第二百七条の二第一項の規定による請求は、書面でこれをしなければならない。
②　前項の書面には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
一　被疑者の氏名及び住居
二　罪名
三　法第二百七条の二第一項の規定による請求に係る個人特定事項を明らかにしない方法により記載した被疑事実の要旨
四　法第二百七条の二第二項の規定による請求に係る者がそれぞれ法第二百一条の二第一項第一号イ、ロ若しくはハ(1)若しくは(2)又は第二号イ若しくはロのいずれに該当するかの別及びその事由
③　被疑者の住居、罪名、法第二百七条の二第一項の規定による請求に係る個人特定事項を明らかにしない方法により記載した被疑事実の要旨又は同項の規定による請求に係る者がそれぞれ法第二百一条の二第一項第一号イ、ロ若しくはハ(1)若しくは(2)若しくは第二号イ若しくはロのいずれに該当するかの別の記載については、これらの事項が第百四十二条の二第一項の書面の記載と同一であるときは、前項の規定にかかわらず、その旨を第一項の書面に記載すれば足りる。
④　第二項の場合には、第百四十二条第二項及び第三項の規定を準用する。

**（資料の提供・法第二百四条等）**
**第一四八条**①　被疑者の勾留を請求するには、次に掲げる資料を提供しなければならない。
一　その逮捕が逮捕状によるときは、逮捕状請求書並びに逮捕の年月日時及び場所、引致の年月日時、送致する手続をした年月日時及び送致を受けた年月日時が記載されそれぞれその記載についての記名押印のある逮捕状
二　その逮捕が現行犯逮捕であるときは、前号に規定する事項を記載した調書その他の書類
三　法に定める勾留の理由が存在することを認めるべき資料
②　検察官又は司法警察員がやむを得ない事情によつて法に定める時間の制限に従うことができなかつたときは、これを認めるべき資料をも提供しなければならない。
③　法第二百七条の二第一項の規定による請求をするには、前条第二項第四号に掲げる事項を認めるべき資料をも提供しなければならない。

**（勾留状の記載要件・法第二百七条等）**
**第一四九条**　被疑者に対して発する勾留状には、勾留の請求の年月日をも記載しなければならない。

**（勾留状に代わるものの記載要件・法第二百七条の二）**
**第一四九条の二**①　法第二百七条の二第二項本文の勾留状に代わるものには、次に掲げる事項を記載し、裁判官が、これに記名押印しなければならない。
一　被疑者の氏名及び住居
二　罪名
三　法第二百七条の二第二項の規定による請求に係る個人特定事項を明らかにしない方法により記載した被疑事実の要旨
四　当該書面が法第二百七条の二第二項の規定によるものである旨
五　法第二百七条の二第二項の規定による措置に係る者がそれぞれ法第二百一条の二第一項第一号イ、ロ若しくはハ(1)若しくは(2)又は第二号イ若しくはロのいずれに該当するかの別
六　勾留すべき刑事施設
七　勾留状の有効期間及びその期間経過後は執行に着手することができず勾留状に代わるものはこれを返還しなければならない旨
八　勾留の請求の年月日
九　勾留状発付の年月日
十　勾留状を発付した裁判官の氏名
十一　法第六十条第一項各号に定める事由
②　第七十条の二第二項及び第三項の規定は、法第二百七条の二第二項本文の勾留状に代わるものについてこれを準用する。

**（勾留状に代わるものの交付等請求の却下等・法第二百七条の二）**
**第一四九条の三**　第百四十条及び第百四十一条の規定は、法第二百七条の二第一項の規定による請求があつた場合について準用する。

**（書類の送付）**
**第一五〇条**　裁判官は、被疑者を勾留したときは、速やかにこれに関する書類を検察官に送付しなければならない。

**（個人特定事項の通知の請求の方式・法第二百七条の三）**
**第一五〇条の二**　法第二百七条の三第一項の請求は、理由を記載した書面でこれをしなければならない。

**（勾留状に代わるものの記載要件・法第二百七条の三）**
**第一五〇条の三**①　法第二百七条の三第三項の勾留状に代わるものには、次に掲げる事項を記載し、裁判官が、これに記名押印しなければならない。
一　被疑者の氏名及び住居
二　罪名
三　勾留状に記載された個人特定事項のうち法第二百七条の二第二項本文の勾留状に代わるものに記載がないもの（法第二百七条の三第一項の裁判により通知することとされたものを除く。）を明らかにしない方法により記載した被疑事実の要旨
四　当該書

改正条に傍線！

改正条がすぐわかる